

## II 参 考 资 料

## 1. 沖縄県悪性新生物登録事業要綱

### (1) 目的

近年悪性新生物による死亡は増加の一途をたどり、死因順位の高位を占める現状にかんがみ、本県におけるその実態を明らかにする意義はきわめて大きい。本事業は沖縄県下における悪性新生物の罹患の実態を把握し、悪性新生物対策の資料に資することを目的とする。

### (2) 概要

本事業は沖縄県がその実施主体となり、沖縄県に居住する者を対象とし、医療機関で悪性新生物と診断された者及び保健所に報告された死亡者を対象とする。

県内の医療機関における医師は対象疾病患者を診断したとき、あるいは悪性新生物により患者が死亡したとき、予め各医療機関へ配布しておいた届出票にその都度必要事項を記入し、中央登録室へ送付する。

中央登録室は収集した届出票を電子計算機にて処理し患者ごとに登録し保管する。本登録事業に係わる資料の集計解析の結果を年報等により公表し、さらに、必要に応じ各々医療機関に係わる情報を解析し、還元、提供することができる。

また、沖縄県は、これらの資料をもとに悪性新生物の予防対策や医療計画の策定等の基礎的資料に資する。

### (3) 組織

登録事業は、医療機関の全面的な協力を得て、老人保健法に基づく沖縄県生活習慣病検診管理協議会から聴取した意見等をもとに、沖縄県が実施するものである。

本事業を推進するための事務局を沖縄県福祉保健部健康増進課に置く。

実施機関として中央登録室を置き、届出票の回収、解析、保管及び情報の提供並びに諸疫学調査を行う。

また、登録票記載事項等の照会、検討、その他登録業務の運営に関し協議するため悪性新生物登録審査会を置く。その委員は臨床、病理、疫学の各部門の専門家で構成する。

さらに各地域の保健所は各々所轄の医療機関への届出票の配布作業やその疑義事項の問い合わせ、必要に応じて各種疫学調査を協同で行う。

なお、本事業の組織図は、別添資料に記載する。

### (4) 情報の管理

本事業を推進するにあたり、収集された個人情報、他に漏洩のないよう厳重に管理、保管するものとする。

#### 附 則

この要綱は、昭和 62 年 4 月 27 日から実施する。

#### 附 則

この要綱は、昭和 63 年 9 月 1 日から実施する。

#### 附 則

この要綱は、平成 18 年 5 月 10 日から実施する。

## 2. 沖縄県悪性新生物登録事業実施要領

### (1) 登録の対象

沖縄県悪性新生物登録の対象は、沖縄県居住者で下記の疾患と診断された者、または、死亡した者である。

1) 悪性新生物 (ICD-10 の C00-C96)

2) 上皮内癌 (ICD-10 の D00-D09)

3) 性状不詳の新生物 (ICD-10 の D37-D48)

この中には、良性と明記されていない脳腫瘍、内分泌腫瘍を含む。

### (2) 届出による登録

各医療機関の医師は上記悪性新生物と診断された患者について、別紙様式による悪性新生物登録票(以下

届出票と略す)に所要事項を記入し、中央登録室へ送付する。

届出の時期は初発、再発とも①入院患者は退院時、②外来患者は治療方針が確定診断確定)した時または治療終了時、③患者死亡時各時期の診断内容をその都度届出る。

既に他の医師からの届出の有無にかかわらず、患者であると診断したときも届出る。

届出済みの患者があらたに別の悪性新生物に罹患したと診断したときも届出る。

重複悪性新生物患者の場合は、原発部位ごとに別の届出票に記入し届出る。

既に届出済みの患者がその後に非悪性新生物と判明した場合、その旨を「届出取消し」として届出る。

届出の内容は別紙様式による。

### (3) 死亡票による登録

総務省の認可を受け、県下各保健所の人口動態調査死亡票から次の事項について調査する。

調査項目は、氏名、性別、生年月日、住所、死亡年月日、死亡場所、死因、その他等で、既登録患者ファイルと照合を行い、また、未登録者については補充登録を行う。

### (4) 届出の方法

各医療機関において当該疾病患者を担当した医師は、届出票に所要事項を記載し、患者にかかる秘密の保持に留意し、別添の専用の封筒に入れ、中央登録室宛に郵送する。

### (5) 関係医療機関の協力

本登録事業は関係医療機関及びその関係医師等の全面的な協力を得て行うものとする。

### (6) 中央登録室

中央登録室は沖縄県衛生環境研究所に置き、各医療機関より収集された届出票はそこで照合、集計を行う

また、集計、解析の結果を、年度終了後年報として公表する。さらに、必要に応じ医療機関に対し、各々に係わる情報を還元するものとする。

### (7) 悪性新生物登録審査会

本会は中央登録室をバックアップするため届出票の記載内容の検討、分類法の指導 あるいは、報告書の作成にあたり意見を述べる等本事業の完遂に協力する。

### (8) 秘密の保持

本事業に従事した医師及び関係者は、患者についての業務上知り得た秘密については、これを厳守するものとする。

附 則

この要領は、昭和 62 年 4 月 27 日から実施する。

附 則

この要領は、昭和 63 年 9 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 8 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 11 年 3 月 30 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 15 年 12 月 22 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 16 年 3 月 15 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 16 年 12 月 8 日から実施する。

<b>秘 悪性新生物届出票</b>	沖 縄 県											
届出機関名・所在地 ・名称	診 断 票 問 合 せ 票 追 跡 票											
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">カルテ番号</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>担当医師氏名</td> <td></td> </tr> </table>	カルテ番号		担当医師氏名								
カルテ番号												
担当医師氏名												
ふりがな												
(1)患者氏名:	(2)性別: 1. 男 2. 女											
(3)生年月日: 0. 西暦 1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 年 月 日 (年は西暦記入可)												
(4)現住所:												
(5)診断名: 腫瘍占拠部位												
側性: 1. 右 2. 左 3. 片側(左右の別不明) 4. 両側 5. 不明												
1. 原発 2. 続発(原発巣) 3. 不明 1. 確診 2. 疑診												
(6)進行度:												
1. 早期(上皮内を含む) 2. 限局 3. 所属リンパ節転移 4. 隣接臓器浸潤 5. 遠隔転移 6. 不明												
(※TNM分類について詳細が分かれば記入して下さい。)												
臨床病期: T( ) N( ) M( ) 病期( 期)												
病理病期: pT( ) pN( ) pM( ) 病期( 期)												
(7)悪性新生物の既往												
1. 有(治療機関 ) 2. 無 3. 不明												
(8) 初診 年月日: 西暦・平成 年 月 日	(9)症状初発年月 西暦・平成 年 月 頃											
(10) 診断 年月日: 西暦・平成 年 月 日	(11)入院の有無: 1. 有 2. 無											
(12)診断方法: 該当するものには○、中心となるものには◎を付けて下さい。												
1. X線 2. 内視鏡 3. 組織診(組織診断 ) 4. 細胞診 5. R.I 6. 超音波 7. 剖検 8. 臨床検査のみによる診断 9. CT/MRI 10. その他( )												
(13)治療方法: ○印と◎印を(12)同様に付けて下さい。治療の具体的内容が分かれば記入して下さい。												
a. 治療手段												
1. 手術 (西暦・平成 年 月 日 1. 治癒切除 2. 非治癒切除 3. その他の手術 ) 2. 放射線療法 3. 化学療法 4. ホルモン療法 5. 免疫療法 6. 対症療法のみ 7. その他												
b. 具体的内容 ( )												
(14)現在の状態:												
1. 生存中 (最終生存確認年月 0:西暦 1:平成 年 月 日) 2. 死亡 (死亡年月日 0:西暦 1:平成 年 月 日 死因 1. がん死 2. がん以外による死 死因名 ( ) ) 3. 不明												
(15) 患者が貴院受診前に他機関に訪れている場合は、その医療機関名を記載して下さい。	(16)患者を他機関に紹介された場合は、その診療機関名を記載して下さい。											
(17)受診動機												
1. 有訴受診 2. 集団検診 3. 個人健康診断(ドックを含む) 4. 他医療機関より紹介 5. その他 ( ) 6. 他疾患治療中												
この欄は記入しないで下さい。												
※ 受付年月日: <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table> <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table>												
※ 受付番号: <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table> <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table>												
※ 登録番号: <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table> <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table>												



料金受取人払

大里局承認

2

差出有効期間  
平成19年6月  
1日から  
平成21年5月  
31日まで

9 0 1 1 2 0 2



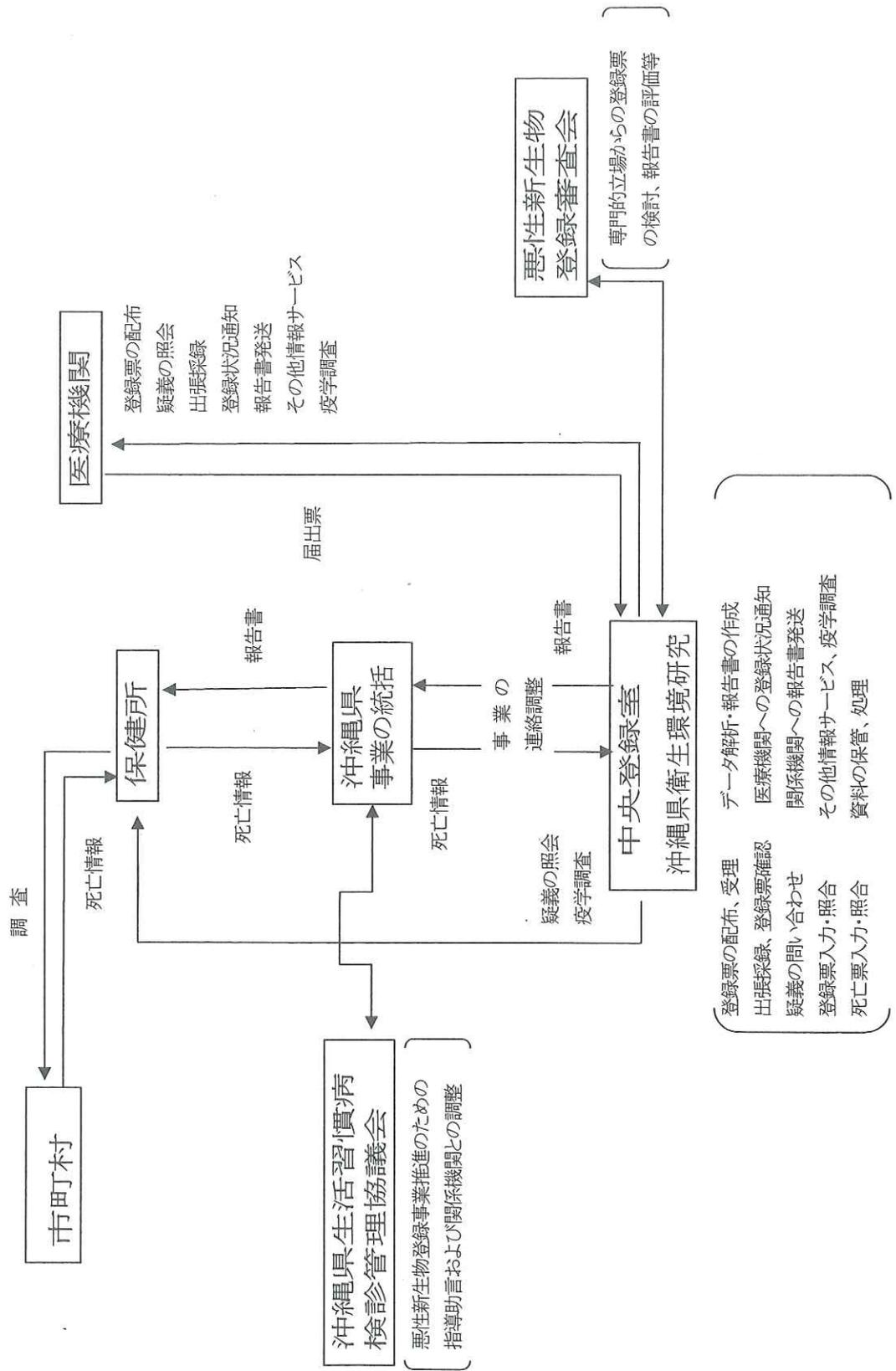
南城市大里字大里二〇八五番地

沖縄県衛生環境研究所 行

(企画管理班企画情報)

開封厳禁

# 沖縄県悪性新生物登録事業システム図





第 1.0 回 修正  
国際疾病分類 (ICD) 抜粋  
(悪性新生物・上皮内癌・性伝染性悪性新生物)

記入要領早見表様式

<p>(7) 悪性新生物の病名</p> <p>悪性新生物の病名 (再発例における病名) を○で囲んで下さい。なお、もつとも診断された疑診の根拠となつた診断方法に、1つだけ◎を付けて下さい。</p> <p>1. X線： 各種 X線検査による診断 2. 内視鏡： カストロカメラ、眼底カメラ、コロポスコプ、その他エンドスコプ類による診断 3. 組織診： 手術、穿刺 (穿刺器刺さるなど) によつて得られた複製切片の病理組織検査による診断 4. 細胞診： バイオコーン液など副細胞の塗抹 (塗抹血の塗抹液) による診断 5. RI： ラジオアイソトープを利用した検査による診断 6. 超音波： 超音波を利用した検査による診断 7. 剖検： 屍体の病理剖検による診断。なお、組織診断番号 9 (組織診) を○で囲み、記入して下さい。</p> <p>8. 臨床経過のみによる診断： 1～7、および 9、0 の診断方法を行わず、病歴、既往歴、視診、触診、解離、ならびに臨床経過のみによる診断。</p> <p>9. C.T.： コンピューター・トモグラフィによる診断。 10. その他： 1～9 以外の診断方法による診断。なお、実施された診断方法の呼称を記入して下さい。</p>	<p>(13) 治療方法</p> <p>真患癌細胞が実施された治療方法の番号を○で囲んで下さい。なお、もつとも中心となつて行っている治療方法に、1つだけ◎を付けて下さい。</p> <p>1. 手術： 病巣を切除 (全摘を含む) するか、または手術的に病巣を改善する治療。なお、手術年月日 (手術が 2 回以上行われた場合には主要な手術の年月日) を記入して下さい。また、治療切除、非切除の切除、その他の手術 (病巣切除など) の該当する番号を○で囲んで下さい。</p> <p>2. 放射線療法： 各種放射線の照射による治療。 3. 化学療法： 各種制癌剤による治療。 4. ホルモン療法： ホルモンの作用を応用した治療。 5. 免疫療法： 免疫反応を応用した治療。なお、その治療方法の呼称を記入して下さい。 6. 対症療法のみ： 1～5、および 7 の治療方法を行わず、対症療法のみによる治療。 7. その他： 1～6 以外の治療方法による治療。なお、実施された治療方法の呼称を記入して下さい。</p>
<p>(12) 診断方法</p> <p>真患癌細胞が実施された診断方法の番号を○で囲んで下さい。なお、もつとも診断された疑診の根拠となつた診断方法に、1つだけ◎を付けて下さい。</p> <p>1. X線： 各種 X線検査による診断 2. 内視鏡： カストロカメラ、眼底カメラ、コロポスコプ、その他エンドスコプ類による診断 3. 組織診： 手術、穿刺 (穿刺器刺さるなど) によつて得られた複製切片の病理組織検査による診断 4. 細胞診： バイオコーン液など副細胞の塗抹 (塗抹血の塗抹液) による診断 5. RI： ラジオアイソトープを利用した検査による診断 6. 超音波： 超音波を利用した検査による診断 7. 剖検： 屍体の病理剖検による診断。なお、組織診断番号 9 (組織診) を○で囲み、記入して下さい。</p>	<p>(15) 初診診療機関</p> <p>(5) 項記載の腫瘍のために、患者が真患癌細胞を患診する以前に受診した診療機関があれば、その診療機関名を○で囲んで下さい。</p>
<p>(16) 紹介診療機関</p> <p>(5) 項に記載の腫瘍のために、患者が他の診療機関に紹介された場合には、その診療機関名を○で囲んで下さい。</p>	<p>(16) 紹介診療機関</p> <p>(5) 項に記載の腫瘍のために、患者が他の診療機関に紹介された場合には、その診療機関名を○で囲んで下さい。</p>

<p>口唇、口腔および咽喉の悪性新生物 (C00 - C14)</p> <p>C00 口腔の悪性新生物 C01 舌根・舌縁・舌の悪性新生物 C02 その他及び部位不明の舌の悪性新生物 C03 舌肉の悪性新生物 C04 口腔底の悪性新生物 C05 口腔蓋の悪性新生物 C06 その他及び部位不明の口腔の悪性新生物 C07 舌下腺の悪性新生物 C08 その他及び部位不明の唾液腺の悪性新生物 C09 扁桃の悪性新生物 C10 中咽頭の悪性新生物 C11 鼻くさ・咽頭の悪性新生物 C12 梨状孔くさ・咽頭の悪性新生物 C13 下咽頭の悪性新生物 C14 その他及び部位不明の口唇、口腔及び咽喉の悪性新生物</p>	<p>骨及び関節軟骨の悪性新生物 (C40 - C41)</p> <p>C40 (C41) 股の骨及び関節軟骨の悪性新生物 C41 その他及び部位不明の骨及び関節軟骨の悪性新生物</p> <p>皮膚の黒色腫及びその他の悪性新生物 (C43 - C44)</p> <p>C43 皮膚の悪性黒色腫 C44 皮膚のその他の悪性新生物</p> <p>中皮及び軟部組織の悪性新生物 (C45 - C49)</p> <p>C45 中皮腫 C46 カボジキ &lt; Kaposi &gt; 肉腫 C47 末梢神経及び自律神経系の悪性新生物 C48 後腹膜及び胆膵の悪性新生物 C49 その他の結合組織及び軟部組織の悪性新生物</p>	<p>脳腫瘍の悪性新生物 (C70 - C72)</p> <p>C70 脳腫瘍の悪性新生物 C71 脊髄腫瘍の悪性新生物 C72 脊髄、脳神経及び中枢神経系のその他の部位の悪性新生物</p> <p>甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物 (C73 - C75)</p> <p>C73 甲状腺の悪性新生物 C74 副腎の悪性新生物 C75 その他の内分泌腺及び関連組織の悪性新生物</p> <p>部位不明、統括部位及び部位不明の悪性新生物 (C76 - C80)</p> <p>C76 その他及び部位不明の悪性新生物 C77 リンパ腫の増殖性及び部位不明の悪性新生物 C78 呼吸器及び消化器の原発性悪性新生物 C79 その他の部位の原発性悪性新生物 C80 部位の明示されない悪性新生物</p>	<p>リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物 (C81 - C96)</p> <p>C81 ホジキン &lt; Hodgkin &gt; 病 C82 多発性「非ホジキン」非ホジキン &lt; non-Hodgkin &gt; リンパ腫 C83 びまん性非ホジキン &lt; non-Hodgkin &gt; リンパ腫 C84 末梢性及び皮膚 T 細胞リンパ腫 C85 非ホジキン &lt; non-Hodgkin &gt; リンパ腫のその他及び詳細不明の型 C88 悪性免疫増殖性疾患 C90 多発性骨髄腫及び悪性形質細胞腫瘍 C91 リンパ性白血病 C92 骨髄性白血病 C93 単球性白血病 C94 その他他の細胞型の明示された白血病 C95 細胞型不明の白血病 C96 リンパ組織、造血組織及び関連組織のその他及び詳細不明の悪性新生物</p>
<p>消化器の悪性新生物 (C15 - C26)</p> <p>C15 食道の悪性新生物 C16 胃の悪性新生物 C17 小腸の悪性新生物 C18 結腸の悪性新生物 C19 直腸 S 状結腸移行部の悪性新生物 C20 直腸の悪性新生物 C21 肛門及び肛門管の悪性新生物 C22 肝及び胆膵管の悪性新生物 C23 胆のう &lt; 嚢 &gt; の悪性新生物 C24 その他及び部位不明の胆道の悪性新生物 C25 膵の悪性新生物 C26 その他及び部位不明の消化器の悪性新生物</p>	<p>女性生殖器の悪性新生物 (C51 - C58)</p> <p>C51 外陰の悪性新生物 C52 陰の悪性新生物 C53 子宮頸 (部) の悪性新生物 C54 子宮体部の悪性新生物 C55 子宮の悪性新生物、部位不明 C56 卵巣の悪性新生物 C57 その他及び部位不明の女性生殖器の悪性新生物 C58 胎盤の悪性新生物</p> <p>乳原の悪性新生物 (C50)</p> <p>C50 乳原の悪性新生物</p>	<p>男性生殖器の悪性新生物 (C60 - C63)</p> <p>C60 陰茎の悪性新生物 C61 前立腺の悪性新生物 C62 精巣 &lt; 嚢丸 &gt; の悪性新生物 C63 その他及び部位不明の男性生殖器の悪性新生物</p>	
<p>呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物 (C30 - C39)</p> <p>C30 鼻及び中耳の悪性新生物 C31 鼻副洞の悪性新生物 C32 喉頭の悪性新生物 C33 気管及び気管支の悪性新生物 C34 気管支及び肺の悪性新生物 C37 胸腺の悪性新生物 C38 心臓、縦隔及び胸腺の悪性新生物 C39 その他及び部位不明の呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物</p>	<p>眼、脳及び中枢神経系のその他の部位の悪性新生物 (C69 - C72)</p> <p>C69 眼及び付属器の悪性新生物</p>	<p>眼、脳及び中枢神経系のその他の部位の悪性新生物 (C69 - C72)</p> <p>C69 眼及び付属器の悪性新生物</p>	<p>眼、脳及び中枢神経系のその他の部位の悪性新生物 (C69 - C72)</p> <p>C69 眼及び付属器の悪性新生物</p>

独立した（原発性）多部位の悪性新生物（C97）  
C97 独立した（原発性）多部位の悪性新生物

上皮内新生物（D00 - D09）

- D00 口腔、食道及び胃の上皮内癌
- D01 その他及び部位不明の消化器の上皮内癌
- D02 中耳及び呼吸器系の上皮内癌
- D03 上皮内黒色腫
- D04 皮膚の上皮内癌
- D05 乳房の上皮内癌
- D06 子宮頸(部)の上皮内癌
- D07 その他及び部位不明の生殖器の上皮内癌
- D09 その他及び部位不明の上皮内癌

性状不詳又は不明の新生物（D37 - D48）

- D37 口腔及び消化器の性状不詳又は不明の新生物
- D38 中耳、呼吸器及び胸腔内臓器の性状不詳又は不明の新生物
- D39 女性生殖器の性状不詳又は不明の新生物
- D40 男性生殖器の性状不詳又は不明の新生物
- D41 泌尿器の性状不詳又は不明の新生物
- D42 結腸の性状不詳又は不明の新生物
- D43 脳及び中枢神経系の性状不詳又は不明の新生物
- D44 内分泌腺の性状不詳又は不明の新生物
- D45 真正赤血球増加症<多血症>
- D46 骨髄形成症候群
- D47 リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物
- D48 その他及び部位不明の性状不詳又は不明の新生物

### 3. 沖縄県悪性新生物登録資料の利用に関する規程

#### 1 目的

沖縄県悪性新生物登録(以下「がん登録」という。)事業に関する秘密保持を遵守するため、がん登録資料の利用にあたって必要な事項を定める。

#### 2 登録資料の利用

- (1) 沖縄県がん登録事業報告書等により公表されている資料以外の資料を、保健、医療及び学術研究のために利用する場合には、その目的・資料の内容・資料の利用方法を記載した申請書(様式1)及び、この資料により知り得た個人情報・医療施設に関する情報を他に漏らさない旨の誓約書を沖縄県衛生環境研究所長を経て沖縄県福祉保健部長(以下「福祉保健部長」という。)に提出しなければならない。
- (2) 福祉保健部長はがん登録資料の利用について、差し支えないと判断したときは、申請者ががん登録資料利用許可書(様式2)及び資料を交付する。
- (3) 申請者は、がん登録資料を受領したときは、ただちに資料受領書を沖縄県衛生環境研究所長に提出しなければならない。(様式3)
- (4) 申請者は、入手したがん登録資料の保管については、申請者の責任において十分な配慮をしなければならない。
- (5) 沖縄県衛生環境研究所長はがん登録資料の利用状況について、その年度の事業年報に掲載するものとする。

#### 3 その他

この規程に定めるもののほか、必要な事項は、福祉保健部長が沖縄県生活習慣病検診管理協議会設置要綱第3条 2項に定める生活習慣病登録・評価等分科会と検討し、意見等を聴取のうえ定める。

##### 附 則

この規程は、平成 8 年 4 月 15 日から適用する。

##### 附 則

この規定は、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

##### 附 則

この規定は、平成 18 年 5 月 10 日から適用する。

(様式1)

沖縄県悪性新生物登録資料の研究的利用について(申請)

沖縄県福祉保健部長 殿

申請年月日 年 月 日

申請者

施設名

所在地

所属長名

印

利用者

所属課(科)

職名

氏名

印

私儀、下記の研究をすすめるに際し、沖縄県悪性新生物の資料を利用いたしたく許可をお願いします。資料の利用については、別添「沖縄県悪性新生物登録資料の取り扱いについて」における各事項を遵守します。

- 1 研究課題
- 2 研究目的
- 3 資料名及び形態(該当するものに○)

標題:

- 
- 1 統計数値
  - 2 個人情報

- 4 資料の内容
- 5 資料の利用方法

(様式2)

福 健 第            号  
平 成 年    月    日

殿

沖縄県福祉保健部長

沖縄県悪性新生物登録資料の研究的利用について(許可)

平成 年    月    日付けをもって申請のあった標記について下記の条件を付して許可します。

ただし、この資料の利用及び研究結果のとりまとめにあたっては、別添「沖縄県悪性新生物登録資料の取り扱いについて」における各事項を遵守しなければならない。

記

利用条件

(様式3)

沖縄県悪性新生物登録情報サービス

## 受 領 書

さきに申請しました沖縄県悪性新生物登録事業にかかる下記資料を受領しました。情報の保管及び利用については、「沖縄県悪性新生物登録資料の取り扱いについて」の各事項を遵守いたします。

平成 年 月 日

沖縄県衛生環境研究所長 殿

施設名

所在地

受領責任者

所属課(科)

職 名

氏 名

印

記

資料名及び形態

標 題:

---

1 統計数値

2 個人情報

(別添)

## 沖縄県悪性新生物登録資料の取り扱いについて

沖縄県悪性新生物登録(以下「がん登録」という。)資料は、「個々の患者並びに医療施設に関する秘密を守る」ことを前提にして、沖縄県が県内各医療施設から提出していただいた医療情報です。

したがって、「沖縄県がん登録事業報告書」等により公表された資料以外の資料を使用するにあたっては次の事項を守って下さい。

### 1 秘密の保護

- (1) がん登録資料から得た個人情報、第三者に漏らさない。また、知り得た患者に対し直接接触してはならない。
- (2) がん登録資料から知り得た医療施設に対し、直接接触してはならない。

### 2 利用資料の保管及び利用後の取り扱いについて

- (1) がん登録に関する公表された資料以外の資料を利用するときは、沖縄県衛生環境研究所長(以下「研究所長」という。)を経て沖縄県福祉保健部長(以下「福祉保健部長」という。)に利用申請書を提出し、許可を得なければならない。
- (2) 入手した資料は、利用申請目的以外には使用してはならない。
- (3) 申請者は、入手した資料の保管については、申請者の責任において十分な配慮をしなければならない。

### 3 研究結果の報告

- (1) 研究結果の公表にあたっては、その内容の写しを研究所長を経て、福祉保健部長に提出しなければならない。
- (2) 論文中に「沖縄県悪性新生物登録資料を利用した」ことを記載しなければならない。
- (3) 印刷論文の別冊を研究所長を経て福祉保健部長に提出するものとする。

### 4 申請内容の変更

申請の内容に変更が生じたときは、改めて申請する。

このことについての問い合わせ先は

沖縄県衛生環境研究所 企画管理班  
〒901-1202 沖縄県南城市大里字大里 2085 番地

# 誓 約 書

沖縄県悪性新生物登録資料の利用により知り得た個人情報および医療施設に関する情報は他に漏らさないことを誓います。

平成 年 月 日

沖縄県衛生環境研究所長 殿

申 請 者

施 設 名

所 在 地

所 属 長 名

印

利 用 者

所 属 課 ( 科 )

職 名

氏 名

印

#### 4. 中央登録室の業務

中央登録室の業務は、登録票の受理、受付、仕分け、分類、検査、電算機入力、照合処理や、データの解析、医療機関への情報の還元、疫学調査、報告書作成をする等、複雑多岐にわたり医学、統計学の専門的知識と登録業務についての経験の積み重ねが要求される。

本県の中央登録室のある沖縄県衛生環境研究所では、平成元年に登録票の登録システム及び照合処理業務、集計表出力業務を中心とする電算処理システム(悪性腫瘍登録システム)を開発し、事業の円滑な推進を図っている。

また、平成 6 年度には電算処理システムの容量拡大及び処理速度を高めるためにこれまで利用していた機種 N5200/05mk II を N5200MODEL98/105 に改めた。

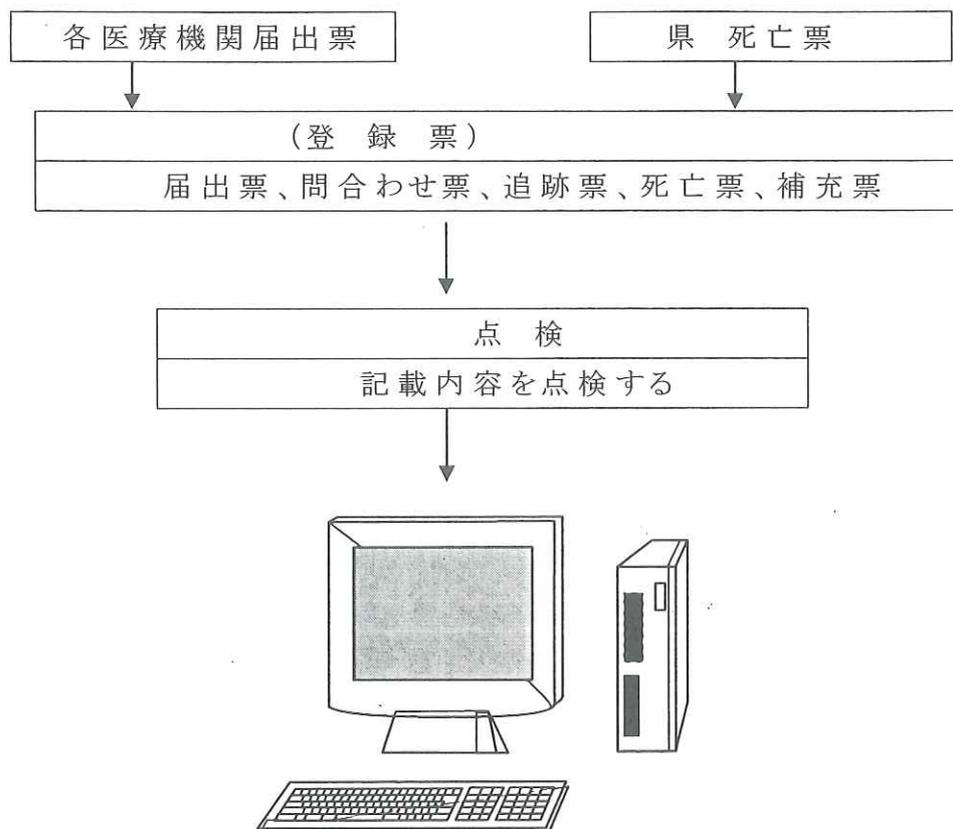
さらに、平成 11 年度には老人保健強化推進特別事業によりシステムの大幅な修正をおこない本事業の充実強化を図った。

機器構成は旧モデルの N5200MODEL98/105 から Windows 版対応機種 HEWLETT PACKARD LC3PⅢ/500 WindowsNT Server へ一新し、周辺機器の整備や、ICD10、病理組織コード入力、GIS(地理情報システム)入力および出力帳票の充実等ソフトウェアの整備を行った。本システムにより、登録票及び死亡票等のデータを入力すると同時に、原票履歴ファイル及び死亡情報ファイル等との煩雑な照合作業を自動的に行うようになり、照合作業の軽減が図られた。罹患率等の算出・集計・出力も一部自動化された。システム概略図を次ページに示す。

平成 16 年度には、機種構成を NEC Gmodel Express5800/110Gc Window's Server2003 へ変更し指紋認証システム等を取り入れセキュリティーに配慮したものに改めた。

平成 21 年度には、地域がん登録標準データベースシステムの導入に併せ、機種構成をサーバ 1 台 (HITACHI HA8000/TS20AJ RedHatEnterpriseLinuxES5.0 (X86))、入力端末 2 台 (DELL vostro420 WindowsVISTA) とし、既存のサーバに直接入力ではなく、サーバと LAN 接続された入力端末への入力となった。

## 沖縄県がん登録システム概略図



### 届出票入力、死亡票入力、照合、登録

#### 入力方法の特徴

- ①生年月日、性別で照合
- ②住所、ICDコード、病理組織コードは部分一致検索で入力
- ③フロッピーディスクからの読み取り可能

### 帳票出力

- 悪性新生物登録票及び死亡情報の収集状況
- 悪性新生物登録票診断年別登録状況
- 悪性新生物登録機関別収集状況
- 悪性新生物年齢階級別罹患数
- 悪性新生物年齢調整罹患率
- 年齢調整罹患率年次推移
- 登録の精度
- 悪性新生物診断方法割合
- 悪性新生物治療方法割合
- 部位別、性別 I/D 比